

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

令和4年3月
環境省水・大気環境局土壤環境課

1. 改正の趣旨

- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）においては、汚染土壌処理施設の処理能力等を変更する際に都道府県知事の許可が必要となるが、法第23条第1項ただし書において、その変更が環境省令で定める軽微な変更（以下、単に「軽微変更」という。）であるときは、この限りでないとされている。
- ・軽微変更の対象については、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第9条において、当該変更によって処理能力が10%未満減少するものとしてきたところ。
- ・一方、自治体の提案や、環境省において実施した実態調査の結果から、例えば受入設備に屋根を設けるような処理の根幹に係らない設備の変更であって、その変更に伴って生活環境に対する影響が増大するに至らない変更も少なからず存在し、事業者や自治体の事務負担も少なくないことが明らかとなってきた。
- ・このことを踏まえ、汚染土壌処理施設の処理能力等の変更に係る手続のうち、許可を要しない軽微な変更の規定について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 汚染土壌処理施設に関する軽微な変更の規定の変更【処理業省令第9条】

法第23条第1項の環境省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

- 汚染土壌処理施設の種類の変更
- 汚染土壌処理施設の構造の変更であって、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ・処理の根幹となる設備の変更（浄化等処理施設のうち、浄化を行うための施設にあっては浄化設備、溶融を行なうための施設にあっては溶融設備、不溶化を行なうための施設にあっては反応設備、セメント製造施設にあっては熱処理設備、埋立処理施設にあっては遮水構造、擁壁又はえん堤、分別等処理施設にあっては異物除去設備又は含水量調整設備、自然由来等土壤利用施設にあっては全ての設備）
 - ・悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生、処理業省令第4条第1号リに掲げる排出水基準、同号ヌに掲げる排除基準又は同号ヲに掲げる大気有害物質の量に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）
- 汚染土壌処理施設の処理能力の増大
- 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更

3. 施行期日

令和4年7月1日